



議案第八十四号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十七年十二月十六日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十七年拾月八日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和四十五年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 日本国籍を有しない者で外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の規定により、本町に登録されている者は被保険者とする。

第十一条及び第十二条中「二千円」を「二万円」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第十一条及び第十二条の規定は、昭和五十八年二月一日

から施行する。

(経過規定)

2 新条例第十一条及び第十二条の規定は、昭和五十八年二月一日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。